

抗議声明

発足後5年

**原子力規制委員会の「再稼働推進」と「被ばく強要」を糾弾する
イチエフ事故加害者東電の柏崎刈羽原発の再稼働を認めるな！
原発再稼働を止めよ、イチエフ事故の検証をし直せ、規制基準を作り直せ！**

**2017年10月4日（水）
再稼働阻止全国ネットワーク**

(TEL:070-6650-5549、東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル5F
info@saiCADOSOSHINET.SAKURA.NE.JP、http://saiCADOSOSHINET.SAKURA.NE.JP/rn/)

2012年9月19日に発足した原子力規制委員会は、原子力利権者を集めたために「原子カムラ」出ていけと非難され続け国会同意もなかなか得られなかった。難産で発足した原子力規制委員会は、東電福島第一原発（以下イチエフ）事故の検証も収束作業も廃炉化も被害者救済もなおざりにしたまま、「新規制基準」策定と原発再稼働のための審査を最優先で実施して再稼働を推進してきたばかりか、「政治的」な提言を出してイチエフ事故の被害者たちに被ばくを強要してきた。

「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的」として発足したはずの原子力規制委員会は、これまでの原子力発電によって生じた使用済み核燃料の安全保管・管理・場所の問題を放っておいたまま、「緩やかに過ぎ合理性を欠く」（福井地裁）「新規制基準」を作り、「違法」「黒枠白抜き偽装」「耐震偽装」の甘い甘い適合性審査により、川内原発・高浜原発・伊方原発に合格証を出して再稼働を推進してきている。

原子力規制委員会の5年間を振りかえる。

1 既存原発を稼働させるための「新規制基準」

既存原発を稼働させるための「新規制基準」は、イチエフ事故検証もせずに策定され、津波対策の為に「電源車とポンプとドリル」を買えばいいと揶揄されるほど甘いもので、米国で対応済みの15個の規制項目が無視されているなど、まさに国内54基の既存原発を稼働させるための甘い甘い基準であり、「世界最高水準」では全くない。

例えば、耐震対策はあまりに緩く、基準地震動が小さすぎることを多くの地震学者が早くから指摘してきた。さらに、2016年に熊本大地震が続く中で、何と基準作成をした島崎前委員長代理でさえこの大地震を受けて基準地震動の見直しを進言し、岡村高知大教授・長沢大阪府立大学名誉教授・政府の地震調査研究所などが揃って基準地震動の過小評価を指摘しているにも拘らず、基準地震動の推定方法を何ら見直しもせず審査を続行している。

さらに、複数基立地・同時稼働を容認し、ストレステストやコアキャッチャーや受動的な安全装置や放射能汚染水対策等を義務付けていない。また、立地指針を無視し、避難計画（IAEA深層防護第5層）が絵に描いた餅で終わっていても稼働を容認している。

2 適合性審査に合格しても安全ではない

したがって、「新規制基準」の適合性審査に合格した原発が安全であるはずがない。だからこそ、田中俊一前委員長は何度も「新規制基準の適合性審査を合格しても安全とは言えない」と話し、現原子力規制委員会もこれを踏襲している。

高浜原発3・4号機の稼働について、福井地裁や大津地裁が稼働差し止めの決定をしたのは当然であり、川内原発と伊方原発他の原発についても稼働差止を求める訴訟を各地の住民が起こしている。

例えば、イチエフ収束作業において免震重要棟がどれほど役立ったか、東電トップに「あれが無かったらと思うとぞっとする」と言わしめた程。ところが、川内原発1, 2号機の審査において免震重要棟の建設を審査書に明記していたにも拘らず、九州電力が再稼働時に免震重要棟建設の着工もしていないことを知りながら、規制委は再稼働を容認し、さらに伊方・高浜他総ての原発について免震重要棟無しで再稼働を容認している。

3 避難計画は絵に描いた餅

原子力規制委員会は発足直後に原子力災害対策指針を策定しておきながら、避難計画の適否を評価しない。イチエフ事故とその避難を目の当たりにした各原発立地と周辺の住民の大半は、今の避難計画を全く信用していない。自宅退避が非現実的、ヨウ素剤配布困難、道路寸断・道路渋滞を無視、原発近くを通る避難経路、種々の天候変化や日夜別などへの対応不可能、避難者受け入れ先準備無し、逃げられても家財を捨て故郷を失う避難、…、避難計画は絵に描いた餅でしかなく、誰も実現性を信じていない。

一方、米国ニューヨーク州のショーラム原発は、州知事が避難計画を不十分として承認せず、一度も稼働せずに廃炉となった。

画餅で原発を動かし続ける規制委は全く信用できない。

4 「安全文化」欠如の原子力規制委員会

大津地裁により高浜原発が止められているにも拘らず、規制委は規制行政を見直すことをしなかった。また、2016年4月に熊本大地震が起これば中央構造線に火がついたにも拘らず、近くで震度5弱を記録した川内原発を止めようともせず稼働を容認した。さらに中央構造線と南海トラフの地震がいつ起こってもおかしくない中で伊方原発3号機の再稼働を許した。そればかりか、6月20日には高浜1・2号機の20年延長を認可して「例外中の例外」のはずの老朽原発の60年稼働への道筋をつけた。また、三反園鹿児島県知事が川内原発を一旦停止せよと九電に要請しても「安全上の問題の観点からは、何も問題はないと思っています。」と九電の稼働継続を支援した。

電力会社の「安全文化」の醸成を訴える原子力規制委員会が、実は最も「安全文化」が欠如している規制行政組織だ。

5 被害者に被ばくを強要する原子力規制委員会

放射線の被ばく線量と影響の間にはしきい値がなく直線的な関係が成り立つという考え方「しきい値なし(LNT)モデル」が世界の常識であり、暫定的に年間被ばく線量1mSv以下が日本を含め世界中で適用されている。にも拘らず、原子力規制委員会の「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム」で年間100mSvで安全との文を提言に滑り込ませ、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」の決定文の中に年間20mSvで帰還を滑り込ませた。

今、国と県が、福島県の被害者にこれらの基準を押し付けている。まさに被害者への差別であり、被ばくの強要だ。

6 東電の柏崎刈羽原発の再稼働を認める原子力規制委員会

福島原発事故を起こした東電、イチエフの収束も廃炉への道も被害者賠償も見えない中で膨大な費用を税金と託送料金で国民に払わせている東電、免震重要棟の基準地震動未達を3年もひた隠しなど数々の不祥事を起こしている東電、トリチウム汚染水問題で県漁連を怒らせた東電、おまけに本年5月17～21日に「水位計設定ミス」で汚染水漏れ恐れ8回の問題を起こしながら9月末に発表した東電、さらに9月26日に廃炉ロードマップの4回目の改訂で1, 2号機の燃料プール内核燃料取り出しの3年延期を発表した東電。こんな東電に原発再稼働を許すことはできない。

原子力規制委員会も発足間もない頃は、イチエフと柏崎刈羽原発を並べて「あれはあれ、これはこれとはいかない」と柏崎刈羽原発の審査を躊躇していた。が、その舌の根が乾かぬうちに、沸騰水型原発の中で柏崎刈羽を優先審査し、この数カ月で「適格性」を急に持ち出

して「申請者である東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はないと判断した。」と長ったらしい文書で「適格性」を認め、10月4日にも柏崎刈羽6、7号機の設置変更許可を認可しようとしている。

この「適格性」評価の基本的考え方として原子力規制委員会は「3. 原子力事業については、経済性よりも安全性追及を優先しなくてはならない」としているが、3.11事故時の東電トップ3人が15mを超える津波の可能性を認識して対策の計画があったのに費用を惜しんで対策を怠って過酷事故を招いたとして刑事告発されている事実をどう考えるのか？そして、原発事故避難で前橋地裁や千葉地裁が（国と）東電の賠償責任を認め、他にも約30件近くの訴訟を起こされている東電がなぜ「適格」なのか？

このように、未だにイチエフの処理も出来ずに刑事裁判と多くの民事裁判を起こされながら、既存原発再稼働で利益を得ようとしている東電が「経済性よりも安全性追及を優先」しているとは到底考えられない。

「適格性」を持ち出して多くの国民の疑問を無視して東電の審査合格を目論むこと自体が、原子力規制委員会の「安全文化」の欠如、規制行政「適格性」無しを如実に表している。

原子力規制委員会は、田中俊一委員長が5年で退任し、9月22日に更田豊志委員長体制ができた。「新規制基準」策定で中心的な役割を果たしプラント審査を続けてきた更田委員長は、新任にあたって「これまでの路線を継承する」と述べたばかりか、新体制最初の定例会議で、柏崎刈羽原発6、7号機の設置変更を認めようとした。更田新委員長体制の原子力規制委員会も全く信用できない。

このように「再稼働推進」、「被ばく強要」をする原子力規制委員会は、今迄の審査を総て白紙撤回し、直ちに総ての審査を止め、「中間報告」で終わっているイチエフ事故の検証をやり直し、規制基準を作り直し、すべての原発の審査を最初からやり直すべきだ。

さもなくば原子力規制委員会は解散せよ。

以上